

横浜市南部ミニバスケットボール連盟倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、横浜市南部ミニバスケットボール連盟(以下「本連盟」という)に加盟登録するチームおよび個人等に対する、倫理および懲戒に関する事項を定めることにより、本連盟の目的を達成するとともに、ミニバスケットボールの健全育成と安全な活動を促し、本連盟に対する社会的信頼を確保することを目的とする。

(規程の適用範囲)

第2条 本規程は、本連盟に加盟登録するチームならびに役員、審判員、チームの指導者・運営者および保護者に適用する。

(懲戒)

第3条 本連盟は、前条に掲げるチームおよび個人が次の各号に該当する場合は審査のうえ、懲戒することができる。

- (1) 本連盟の規約並びに諸規程に違反した場合
- (2) 本連盟の名誉や信用を失墜する行為を行った場合
- (3) 刑罰法規に抵触する行為を行った場合
- (4) 児童に対し、著しく人権を侵害する暴言、暴力行為等を行った場合
- (5) 本連盟の指示、指導に従わなかった場合
- (6) その他、本連盟が必要と判断した場合

(懲戒の種類)

第4条 前条による懲戒の種類は次のとおりとする。

- (1) 本連盟におけるチームの登録、所属の抹消
- (2) 本連盟におけるチームの一定期間の活動停止
- (3) 戒告

(損害の賠償)

第5条 本連盟は、第3条に従って懲戒の対象となった者に、その行為によって本連盟に損害が生じた場合は、その損害の賠償を懲戒と併せて請求する場合がある。

(倫理委員会の設置)

第6条 本規程適用のため、次の通り倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会は、本連盟の副会長、理事長、副理事長、倫理担当および必要に応じ、学識経験者等により構成する。
- 3 倫理委員会には、事務局をおき、庶務業務を処理する。
- 4 倫理委員会の委員は、本連盟の会長が任命し、任期は役員と同じ期間の2年とする。

ただし、再任は妨げない。

- 5 倫理委員会には、委員長を置き、これを倫理担当が務め、本連盟から受けた報告事項を調査および審議を行い、懲戒の原案を作成し、役員会へ報告および提案を行う。

(倫理委員会の開催)

第7条 倫理委員会の開催は、委員長が招集する。

- 2 倫理委員会の会議は、過半数の出席をもって成立、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 3 倫理委員会は、聴聞のため、必要に応じて、該当する個人、本連盟の役員等を招集することができる。

(懲戒の決定)

第8条 懲戒の決定は、次の手順で行う。

- ① 第3条に掲げる事案が発生した場合、最初に、本連盟で調査・審議し、結果を倫理委員会に報告する。
- ② 倫理委員会は、本連盟より報告された事案を再審議し、結果を役員会に報告および提案する。
- ③ 常任理事会は、倫理委員会より報告された審議結果をもとに懲戒を決定する。
- ④ 本連盟は、懲戒を決定した場合には、会長に報告し承認を得た後、該当する者、並びに個人に直ちに懲戒の種類と審査内容を通知することとする。また、必要に応じて、横浜市ミニバスケットボール連盟に報告することとする。

(懲戒者の異議申し立て)

第9条 本連盟による最終的な懲戒決定にあたっては、最終決定以前に、懲戒者に異議の申し立ての機会が与えられる。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、倫理委員会の運営その他必要な事項については、倫理委員会の開催を要請し、役員会に諮ることができる。ただし、その内容に関して緊急を要するものについては、本連盟会長の判断により定める場合がある。

(設置と改廃)

第11条 この規程を設置、改正または廃止しようとするときは、本連盟の理事会の過半数の賛成をもってこれを行う。

(附則)

この規程は、令和6年4月1日に施行する。